

議案第81号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

令和6年6月24日(月)

福祉部生活福祉課

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第78号)について、以下の理由により所要の改正を行うもの

- ・生活保護法第55条の5第1項の改正に基づき、生活に困窮する外国人に対して支給拡大を目的とするもの

2 改正内容

別表第1の5の項、別表第2の1の項、6の項及び8の項並びに別表第3の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

3 別表第1(第3条関係) 改正部分の抜粋

現行	改正後(案)
別表第1の5の項 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学</u>準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学</u>準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学・就職</u>準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学・就職</u>準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4 別表第2(第3条関係) 改正部分の抜粋

現行	改正後(案)
別表第2の1の項(特定個人情報) 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報若しくは同法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)(以下「生活保護関係情報」と総称する。)…(以下略)	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報若しくは同法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)(以下「生活保護関係情報」と総称する。)…(以下略)
別表第2の6の項(事務) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2の8の項(事務) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後(案)
別表第2の8の項(特定個人情報) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、身体障害者関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学</u>準備給付金の支給に関する情報、地方税関係情報・・・(以下略)	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、身体障害者関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学・就職</u>準備給付金の支給に関する情報、地方税関係情報・・・(以下略)

5 別表第3(第4条関係) 改正部分の抜粋

現行	改正後(案)
別表第3の1の項(事務) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学</u>準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学</u>準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学・就職</u>準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学・就職</u>準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

6 施行期日

公布日